岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱

(平成30年6月1日 制 定)

一部改正 医整第696号
令和4年9月21日

(総則)

第1条 県は、医療施設の開設者(以下「補助事業者」という。)が行う災害医療対策事業等 実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)に基 づく医療施設耐震化促進事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対し、予算 の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭 和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定める ところによる。

(欠格事由)

- 第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。
- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。次 号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3)役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は 法人等
- (5)役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7)役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有している個人又は法人等
- (8)役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業者等)

第3条 補助事業者、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、基 準額、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が指定する日までとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2)補助対象事業の完了(廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定

額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

- (3) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を県に返還すること。
- (4) 補助対象事業の実施により、耐震強度不足の診断がされた場合は、診断結果の報告を受けてから6月以内に、知事に対し、中長期的な改善計画を提出すること。
- 2 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第 2号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第2号様式)
- (2) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
- (3) 規則第6条第3号の承認 事業中止 (廃止)承認申請書 (別記第4号様式)
- (4)前項第2号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第5号 様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付 の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は 補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

- 第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、 知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当 するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が 第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、 補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定 により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数及び経由)

- 第12条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。
- (1)書面により提出する場合 3部(補助事業者の所在地が岐阜市である場合にあっては、2部)
- (2) 電子ファイルにより提出する場合 1部
- 2 補助事業者 (所在地が岐阜市であるものを除く。) は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、この要綱に規定する手続によることができない場合には、あら かじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができる。

附則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

| 補助事業者 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 補助金の額 |
|---------------|----------|---------|------|-------------|
| 耐震化整備が未実施な救 | 医療施設の耐震 | 5,600千円 | 3分の2 | 補助対象経費の実 |
| 命救急センター、病院群輪 | 診断に必要な請負 | | | 支出額と基準額とを |
| 番制病院、小児救急医療拠 | 費 | | | 比較して少ない方の |
| 点病院、小児救急医療支援 | | | | 額を選定し、その額 |
| 事業参加病院、共同利用型 | | | | と総事業費から寄附 |
| 病院その他災害時における | | | | 金その他の収入額を |
| 医療の提供に必要な医療機 | | | | 控除した額とを比較 |
| 関(原則として第二次救急 | | | | して少ない方の額に |
| 医療施設として必要な診療 | | | | 補助率を乗じて得た |
| 機能を有するものに限る。) | | | | 額(当該額に1,000 |
| であると知事が認めるもの | | | | 円未満の端数が生じ |
| の開設者(地方公共団体、 | | | | た場合は、これを切 |
| 地方独立行政法人、日本赤 | | | | り捨てた額)の範囲 |
| 十字社及び岐阜県厚生農業 | | | | 内 |
| 協同組合連合会を除く。) | | | | |

第1号様式(第4条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

岐阜県知事殿

補助事業者名

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金の交付申請について

このことについて、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 医療施設耐震化促進事業所要額調書 (別紙1)
- 3 医療施設耐震化促進事業計画書 (別紙2)
- 4 医療施設耐震化促進事業所要額明細書 (別紙3)
- 5 添付書類
 - (1) 見積書
 - (2) 建物配置図
 - (3) 補助対象建物の各階平面図
 - (4) 補助対象建物の建築年月日を確認することができる書類
 - (5) 補助対象建物の所有権を確認することができる書類
 - (6) 当該事業に関する歳入歳出予算書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。)
 - (7) その他参考となる資料

(別紙1)

医療施設耐震化促進事業所要額調書

| (| 備考 | | |
|--------|-----------------------------|-------------|---|
| 7 | 県補助 所要額 (I) | E | |
| (医療機関名 | 県補助 基本額 (H) | 臣 | |
| | 選定額 (F) | 臣 | |
| | 基準額 (E) | E | |
| | 対象経費の 支出予定額 (D) | 臣 | |
| | 差 事業費 (A)-(B) =(C) | E | |
| | 寄附金その 他の収入額 (B) | 田 | |
| | 総事業費 (A) | E | |
| | 区分 | 医療施設耐震化促進事業 | 111111111111111111111111111111111111111 |

(注1)「A」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
(注2)「F」欄には、「D」欄と「E」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注3)「H」欄には、「C」欄と「F」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注4)「I」欄には、「H」に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

医療施設耐震化促進事業

事業計画書

| <u> </u> | | | | | |
|----------|------|----------|----------|-----|----|
| 病院名 | 総病床数 | 実施期間(予定) | 診断対象施設及び | 総面積 | 備考 |
| | 床 | | | m³ | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

医療施設耐震化促進事業

所要額明細書

| <u> </u> | 十山マウ姑 | 甘油安 | `22 亡 ☆도 | 中處 |
|----------|-------|-----|----------|----|
| 病院名 | 支出予定額 | 基準額 | 選定額 | 内容 |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | 0 | | 0 | |
| | | | | |

岐阜県知事様

補助事業者名

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金に関する 経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり経費の配分を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 配分変更の内容
- 2 配分変更の理由

岐阜県知事様

補助事業者名

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金に関する 事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の 内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

番号年月日

岐阜県知事様

補助事業者名

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金に関する 事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を中止 (廃止) したいので、承認されるよう申請します。

記

中止 (廃止) の理由

岐阜県知事様

住 所 補助事業者名 代表者氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金について、岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額(県補助金 返還相当額)

金

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)を添付すること。

岐阜県知事殿

補助事業者名

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金の実績報告について

このことについて、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 医療施設耐震化促進事業所要額精算書 (別紙1)
- 3 医療施設耐震化促進事業実績報告書 (別紙2、別紙3)
- 4 添付書類
 - (1)当該事業に関する歳入歳出決算書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。)
 - (2)耐震診断報告書
 - (3)耐震診断評定書
 - (4)契約書の写し
 - (5)その他参考となる書類

(別紙1)

医療施設耐震化促進事業所要額精算書

| | 備考 | | |
|---------|------------------------------|-------------|-------|
| : = | 県補助 所要額 (I) | E | |
| (医療機関名: | 県補助 基本額 (H) | E | |
| | 選定額 (F) | E | |
| | 基準額 (E) | E | |
| | 対象経費の 支出済額 (D) | E | |
| | 差 事業費 (A)-(B) =(C) | | |
| | 寄附金そ <i>0</i> 他の収入 (B) | E | |
| | 総事業費 (A) | E | |
| | 区分 | 医療施設耐震化促進事業 | 11110 |

(注1)「A」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。 (注2)「F」欄には、「D」欄と「E」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。 (注3)「H」欄には、「C」欄と「F」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。 (注4)「I」欄には、「H」に補助率を乗じて得た額を記入すること。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

医療施設耐震化促進事業実績

事業実績報告書

| 病院名 | 総病床数 | 実施期間 | 診断対象施設及び | 総面積 | 備考 |
|-----|------|------|----------|----------------|----|
| | 床 | | | m [*] | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

医療施設耐震化促進事業実績

精算額明細書

| 病院名 | 支出済額 | 基準額 | 選定額 | 内容 |
|----------|------|-----|-----|---------------------------------------|
| 14191.11 | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | 0 | | 0 | |

岐阜県知事様

補助事業者名

発行責任者氏名: 担当者氏名: 連絡先(電話番号):

年度岐阜県医療施設耐震化促進事業費補助金交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県 医療施設耐震化促進事業費補助金

振込みは、下記へお願いします。

- 金融機関本(支)店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- •口 座 番 号